

自由研削といし取替等業務特別教育(全課程)開催のご案内

労働安全衛生法では、事業者は「研削といしの取替え等又は取替え時の試運転の業務」（労働安全衛生規則第36条第1号）に従事する労働者に対して安全に関する特別の教育を行わなければならないことが義務づけられています。

そこで、労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生規則第36条に基づき、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、当該業務に従事される方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和7年11月12日（水）
2. 開催場所 周南市瀬戸見町15-1 山口県立東部高等産業技術学校
3. 法定時間

時 間	講 習 科 目	時間数
9:00～11:00	自由研削用研削盤、自由研削用といし取付け工具等に関する知識	2時間
11:10～12:10	自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
13:00～14:00	関係法令	1時間
14:10～16:10	自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法（実技）	2時間

4. 受講料 会員 8,800円（税込み） 非会員 11,000円（税込み）
5. テキスト代 「グラインダ安全必携」 定価 1,320円（税込み）
6. 受講定員 30名
7. 申込期限 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。
8. 申込方法 電話でまず、ご予約をお願い致します。（受付時間8:30-12:00 13:00-17:00）
【窓口での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて下松支部までお申し込みください。
【郵送での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、返信用封筒を同封の上下松支部へ郵送して下さい。（宛名記入・切手貼付の封筒）
「受講票・日程表・請求書」を返送します。振込先は、請求書に明記。
＊ 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。

9. 申込先 〒743-0023 光市光ヶ丘4番6号
(一社) 山口県労働基準協会下松支部・東部教習所 (Tel: 0833-44-9810)

10. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 実技教育がありますので、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋（軍手）着用で受講してください。
- (4) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）』のご利用にあたっては、受講開始日の1週間前までに計画書の提出が必要です。詳しくは管轄の労働局にご確認ください。